

地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

南島原市教育委員会

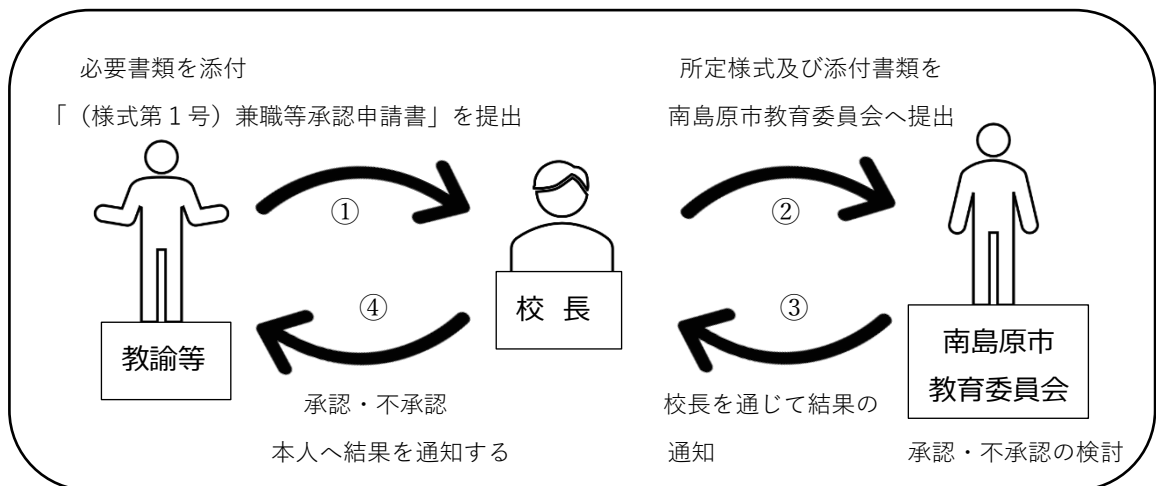
- 1 地域クラブ活動での指導を希望する教師等は、南島原市教育委員会の兼職兼業の許可を得て、報酬を受けて活動に従事することができます。（令和4年12月「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁）

本資料は、教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意点をまとめたものです。

2 兼職兼業の形態

（1）自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、自治体又は自治体が設立した任意団体から、委託（委嘱）されることとなる。
- ・手続は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、南島原市教育委員会へ兼職兼業の許可を求めること。
- ・兼職兼業を希望する者は、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入すること。



（2）ボランティアとして指導する場合

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、南島原市教育委員会の兼職兼業の許可は不要。（地域クラブの指導について、校長への事前相談等は行うこと）
- ・ただし、ボランティアであったとしても、労務の対価として謝礼がある

もの（有償ボランティア）については、南島原市教育委員会の兼職兼業の許可が必要になるので、校長等へ事前相談等を行うこと。

- ・活動中の事故等の責任は一義的には運営主体が負うこととなるが、ボランティア（無償・有償に限らず）であったとしても、注意義務等が問われることがある。
- ・兼職兼業を希望する者は、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入すること。

3 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可のポイント

（１）地域クラブ活動への従事は、職員本人の意思を確認すること

地域クラブ活動での指導を希望しない職員が、地域団体や周囲の職員等からの要望や同調圧力により指導を断ることができないような事態が発生しないか。

（２）公務の遂行に支障がないこと

地域クラブ活動に従事している最中に、急遽教員としての勤務が必要となった場合には、教員として勤務に当たることが可能となるよう地域クラブとの間で調整がなされているか。

職員の地域クラブ活動に従事する負担により、直接的又は間接的に心身に疲労を蓄積し、本来の公務能率に支障を及ぼすおそれがないか。

時間外在校等時間（４５時間以内）と地域クラブ活動（４５時間以内）での従事時間の合計が、月８０時間を超えず、職員の心身の健康や本務への支障がないと見込まれること。

指導する者の心身の健康の確保の観点から、上記の時間は月４５時間以内となることが望ましいこと。

（３）学校や教師の信用を失墜させるおそれはないか

地域クラブ活動に注力しすぎて教師等としての職務がおろそかになるおそれがないか。

地域団体等から社会通念上適当といえない高額な報酬を得てないか。

勤務先等の学校の生徒を、その意思に反して、地域クラブ活動への参加を促してないか。

勤務時間と地域クラブ活動に従事する時間が重複していないか。

活動場所、指導体制、指導内容等から判断して学校の業務の一部であるとみなされるおそれがないか。

地域クラブ活動内容が、南島原市地域クラブ活動に関する方針から逸脱したものではないか。

地域クラブ活動中における責任の所在や、事故に対応する保険加入な

どが整理されているか。

- (4) 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に当たって、上記(1)から(3)の内容について、本人の意思や公務の遂行に支障がないかなどに留意し、兼職兼業の可否を判断する。

4 運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）

運営主体	自治体	民間の地域団体 総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム			その他
勤務形態	委託（委嘱） （※1）	雇用	業務委託・請負 （※1）	有償ボランティア （※3）	無償 ボランティア
指揮命令権者	（教師等本人）	運営主体（企業等）	（教師等本人）	（教師等本人）	（教師等本人）
賠償責任	教師等本人	運営主体（企業等）	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可 手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金 （委託報酬※2）	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

5 地域クラブ活動に従事する場合のその他の留意点

(1) 教師等の品位の維持・信頼の確保

- ・教師等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要がある。
- ・地域クラブ活動に従事することによる心身の著しい疲労のため、職務に対する能率に悪影響を与えることがあってはならない。
- ・職務の公正の確保を害したり、教師等の品位をおとしめたりするおそれがないか、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものであるか等に留意する必要がある。

(2) 指揮監督権者について

- ・教員が地域クラブ活動に従事する際の身分は学校の職員ではなく地域団体等の一員であるため、地域クラブ活動中は校長ではなく地域団体等の指揮監督に従う必要があること。

(3) 地域クラブ活動中の事故等について

- ・地域クラブ活動中の事故は、学校ではなく、地域団体等が責任を負うこととなるため、事故等に備えた保険に地域団体等が加入しているか確認

すること。

また、業務委託等の場合は委託を受けた職員個人が責任を負う場合があるため、事前に委託契約等の内容を確認し、必要に応じて賠償責任に対応した保険等への個人での加入を行うこと。

- ・本人に事故があった場合、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に地域団体等との雇用関係において対応がなされるものであること
なお、地域クラブ活動は学校の管理下にないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」等を利用できない。そのため、地域団体等において一括した保険に加入しているか、対象者や補償範囲等を確認し、必要に応じて本人、生徒各自での加入についても行うこと。
- ・教員としての指導と地域団体等の職員としての指導は明確に区別する必要があること。
- ・地域団体の業務に従事するに当たって、生徒等の個人情報の取扱いに留意すること。
- ・必要に応じ確定申告等の手続きを適切に行うこと。

（参考）教師等の兼職兼業に関する法律条文

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（営利企業への従事等の制限）第三十八条

（職務に専念する義務）第三十五条

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）第十七条